

150㎡未満の飲食店における消火器設置のフローチャート



火を使用する設備又は器具がある

※1

※1 IH こんろ等熱源が電気のものとは該当しません。

いいえ

はい

防火上有効な措置
がない ※2

いいえ

はい

設置義務なし

設置義務あり

※2 防火上有効な措置とは以下の装置が該当します。

- ① 調理油過熱防止措置
- ② 火を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置
- ③ 圧力感知安全装置（加熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからこんろ本体へのガス供給を停止することにより、火を消す装置）

ガスこんろ



○ 調理油過熱防止装置

× 立消え防止安全装置

消火器を設置後、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書の提出が必要になります。